別表第2(第6条関係) 抜粋

(1) 屋内施設基本使用料

利用区分		単位	金額
山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	52円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの使用料は、規定の使用料の5倍の額とする。
- 3 学校施設の開放について山口市教育委員会から利用の許可を受けたものが、山口市篠目体育館、山口市亀山体育館及び山口市嘉年体育館を利用する場合は、無料とする。
- 4 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 設備基本使用料

利用区分			単位	金額
体育館照明	山口市徳地体育館	6分の1面につき	1時間	73円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。